

特定地域づくり事業協同組合への支援（「緑の雇用」事業の活用）

特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で雇用した職員を、組合員である事業者に派遣することで、**地域の担い手を確保する制度**です。

林野庁では、「**緑の雇用**」事業により、**特定地域づくり事業協同組合や組合員となっている林業経営体が行う研修への支援**を行っています。

トライアル雇用研修（山間部への定着希望者）

林業の作業実態や就労条件について、理解を深め、林業への適性を判断することで、地方への定着を図るための短期研修（OJT研修）の実施に対して支援します。

< 組合員である林業経営体の要件 >

- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて都道府県知事が改善計画を認定した事業主又は本事業を実施する年度に認定を受けることが確実と認められる事業主（以下「認定事業主等」という。）であること
- ・ 実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 等

< 研修生となる職員の要件 >

林業就業経験が通算1年未満であること、山間部での定着に向けた就業先の1つとして林業への就業を希望していること 等

< 支援内容 >

技術習得推進費（9万円/月×最大3か月）、労災保険料、指導費、資材費等のOJT研修実施に必要な経費への支援

フォレストワーカー（林業作業士）研修

安全で効率的な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修（集合研修とOJT研修）の実施に対して支援します。

< 組合員である林業経営体の要件 >

- ・ 認定事業主等であること
- ・ 実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できること 等

< 研修生となる職員の要件 >

特定地域づくり事業協同組合の従業員となる前も含め林業就業経験が通算2年未満であること 等

< 支援内容 >

- ・ 安全講習等を含めた集合研修への参加
- ・ 技術習得推進費（9万円/月×最大8か月）、労災保険料、指導費、就業環境整備費（社会保険）資材費、研修準備費（チェーンソー、刈払機等）、安全向上対策費（防護ズボン、ブーツ等）等のOJT研修実施に必要な経費への支援

※ 詳細な助成要件は、森林・林業担い手育成総合対策実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第872号林野庁長官通知、<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html>）の他、事業実施主体が定める内規を参照ください。

（お問い合わせ先）

林野庁経営課 林業労働・経営対策室 林業事業体育成班
「緑の雇用」事業担当 03-3502-1629（直通）